

【第3号議案】

四国健康支援食品普及促進協議会

令和5年度末剰余金の処分（案）

四国健康支援食品普及促進協議会の令和5年度末の剰余金は、75,880円となる見込みである。

令和6年4月・5月における本協議会の運営上最低限必要な額については、8万円程度が見込まれており、これは、上記の剰余金を上回ることから、本協議会規約第10条の規定による一般財団法人四国産業・技術振興センターへの納付は行わないこととする。

以上